

第7章 計画の推進体制

(1) 庁内連携体制の充実

子育て支援の取組は、庁内のあらゆる事業分野に関わっています。本計画の推進に当たっては、庁内の関係部署が十分な連携を図り、庁内横断的に様々な取組を推進する体制の充実を図ります。また、保育所、認定こども園や幼稚園での生活は、小学校以降の生活と学習の基盤となることから、それぞれの機関が柔軟にかつ十分に連携し、円滑な就学移行ができるよう支援します。

(2) 様々な主体による推進体制づくり

子育て支援は保健、福祉、教育、医療など多岐にわたっており、保育士や幼稚園教諭、保健師、栄養士など、様々な専門職により支援が行われています。多様化する子育てニーズに適切に対応するためには、職員の資質や専門性の向上も必要です。更に、このような専門職だけではなく、地域における担い手の育成、確保も重要です。地域全体で子育てを支援する意識の醸成を図り、様々な主体が子育て支援に参画できる体制づくりを推進します。

(3) 計画の達成状況の点検及び評価

計画の推進に当たっては、施策の推進状況等について、各年度において庁内で点検、評価を実施するとともに、「府中町子ども・子育て会議」を適宜開催し、子育て支援の取組に対する実施状況を検証し、今後の取組への反映に努めます。